

第 16 章 防火管理と防災教育・訓練

16・1 防 火 管 理

16・1・1 防火管理制度

(1) 防火管理制度の意義

防火管理とは、火災、震災その他の災害等を予防するための必要な措置及びそれらの発生による被害を最小限に止めるための必要な措置を図ることをいう。このように、防火管理は、火災等の災害の発生を防止し、かつ万一発生した場合でもその被害を最小限に止めるために必要な万全の対策を樹立し、実践することであり、災害という危険を予防し、立ち向かって、軽減しようとする積極的な業務である。

防火管理の業務は、災害の発生を予防するための災害予防管理と被害を軽減するための災害活動管理（自衛消防）に大別され、この両者を円滑かつ効果的に実行するための教育・訓練も含まれる。

防火管理は、災害から人命と財産を守り、安全を確保することにより事業の存続と繁栄をもたらし、社会的責任を果たすことを目的としたものであり、「自分の事業所は自分で守る」ということが、防火管理の基本精神である。

建築物を不燃化し、消防用設備等を設置する等、物的面を完備したとしても、そこに人間が介在する限り、火災の発生を皆無にすることはできない。また、建築物や施設・設備等だけで火災の発生を防ぐことはできず、人間が常に正しく使用し、維持管理することにより、これらが効果を発揮するのであり、「人」と「物」の両者がうまくかみ合って、初めて総合的な安全が確保される。

過去の火災においても、日常の火気管理の不適切などから出火し、施設や設備の維持管理不適、初期対応の失敗などが要因となって拡大し、人的・物的被害を増大させ、大惨事に至った例は数多く見受けられる。被害の要因は、管理権原者や防火管理者の防火管理に対する意識の低さや、火災の危険性と損失の軽視、防火管理の重要性の認識不足による管理の怠慢によるもので、尊い人命と財産を失い、社会的指弾を受ける結果も招いている。

防火管理上必要な業務（以下、「防火管理業務」）のように直接的利益に結びつかないものは、火災の発生頻度が少ないこともあって、事業所において軽視されがちである。しかし、火災によって受ける人的・物的損失や社会的影響の大きさを考えると、防火管理業務は事業所の業務推進の基礎となるべき重要な業務である。

また、防火管理は消防法に規定されるまでもなく、本来、すべての防火対象物において自主的に行われるべきである。しかし、自主的な防火管理を期待するだけでは、安全が十分に確保されない場合がある。そのため、特に多数の者を収容する一定規模以上の防火対象物等について、消防法で防火管理を義務付けている。

(2) 防火管理制度の根拠と創設の経緯

防火管理制度の根拠は、消防法第 8 条の規定であり、一定規模以上の学校、病院、工場、